

## 条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第二十二号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

	学校種別	職員種別		
校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程に限る。）	七、八五〇人	県立及び市町村立の特別支援学校	県立中学校及び市町村立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）
その他の職員	一、三八二人	四、三六二人	四八九人	九、六九五五人
				一六、七二一人
				九九九人

### 附 則

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間は、同項の表中「七、八五〇人」とあるのは「七、九一三人」と、「九、六九五五人」とあるのは「九、七九九人」とする。